

【美術の創造普及活動】

1 趣旨

国民が広く美術に親しめる環境の醸成に資する美術の創造普及のための展示活動を支援します。

2 助成の対象となる者

美術の創造普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の芸術家又は芸術に関する団体等で、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ、実績要件を充たすものとします。

- (1) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人(※)
 - (2) 特定非営利活動法人
 - (3) 法人格を有しないが、次の要件をすべて充たしている団体
 - ア 主たる構成員が芸術家又は芸術団体であること
 - イ 定款、寄付行為に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - カ 平成22年11月1日現在、団体設立後、1年以上の芸術活動実績を有すること
 - (4) 責任を持って活動を遂行する能力と意欲を有する芸術家又は芸術家のグループで、振興会の理事長が適当と認めるもの(ただし、自ら制作した作品を展示する場合に限る)
- (注) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体(株式会社、有限会社等)は助成の対象となる者とはなりません。

※ 特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人及び公益財団法人

(実績要件)

過去に日本国内で自ら主催する展示活動を実施しているものとします。

3 助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う**絵画、彫刻、工芸、書、デザイン、建築、写真、漫画**等の美術に関する展示活動(作品の制作は含まれません。)を対象とします。

また、宗教的又は政治的な宣伝意図や広告宣伝を目的として行われるもの、**作品を販売するものは助成の対象にはなりません。**

なお、上記2の(4)に該当する者が行う、いわゆる個展、グループ展等の展示活動については、それぞれ自ら制作した作品を5日間以上展示するものとします。

(注) 美術館(美術展示施設を含む。)が主催する美術に関する展示活動については、別に募集する「地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動)」に応募してください。

また、アマチュア等の文化団体が主催する美術に関する展示活動については、別に募集する「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください。

4 要望書に記載できる経費（領収書等により経費を確認できること）

	項目	細目	内 訳
助成対象経費	作品借料	作品借料	作品借料（保険料を含む）
	出演・音楽・文芸費	出演費	演奏料，舞踊家等出演料等
		音楽費	作曲料，編曲料，作詞料，調律料，楽器借料等
		文芸費	演出料，振付料，音響・照明プラン料，舞台美術・衣装等デザイン料，著作権使用料等
	会場・設営費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）等
		設営費	会場設営・撤去費等
		運搬費	作品運搬費等
	謝金・旅費・宣伝等費	謝金	原稿執筆謝金，会場整理員謝金，託児謝金，講演謝金等
		旅費	交通費，宿泊費，日当（宿泊を伴う場合のみ）等 （搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間で必要な場合のみ）
		通信費	案内状送付料等
		宣伝費	広告宣伝費（新聞，雑誌，駅貼り，宣伝デザイン料等）， 入場券等販売手数料，立看板費等
		印刷費	図録印刷費，入場券印刷費，チラシ印刷費，ポスター印刷費・アンケート用紙印刷費等
		記録費	録画費，写真費等
助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・賞品代 ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金，グリーン料金等） ○自ら設置し又は管理する会場施設において展示活動を行う場合の会場使用料 ○催事（イベント）保険料 		

（注）

- 展示期間で，展示会場と同一の会場にて行うワークショップ等の経費は助成対象経費とします。
- 展示の一環として同一会場で行われるパフォーマンス等は，「出演・音楽・文芸費」欄に計上願います。

5 要望書に記載できない経費

<ul style="list-style-type: none"> ○美術作品の制作費 ○美術作品の買上げ費 ○作品の恒久的な設置経費 ○備品等購入費 ○事務所維持費 ○職員給与 ○印紙代 ○振込手数料 ○製作用具購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○電話代 ○ビザ取得経費 ○ホームページ運用費 ○交際費・接待費 ○予備費 ○取材・会議等に係る経費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 ○書籍・CD等事前準備資料購入費 等 <p>（注）これらの経費は，外部に委託した場合についても記入できません。</p>
--